

《取締役の第三者に対する責任》の連載にあたって

取締役の任務懈怠は、会社および第三者に対する関係で取締役の責任を発生させる中心的な要件である（現行商法266条1項5号、266条ノ3）。この点は、新会社法案ではより明確になっている（423条1項、429条1項）。取締役の会社に対する責任は、近時、株主代表訴訟の増加とともに注目を集めているが、他方、取締役の第三者に対する責任は、従来より中小規模の会社が経営破綻した際に会社債権者がその債権の回収を図るために、追及され、多数の判例を蓄積してきた。その適用範囲もかなりの広がりをもつものである。

ところが、最近では、266条ノ3が利用される事案について、裁判例は、従来であれば、不法行為責任などの他の法理で対処されていたものが、直接に本条により取締役の第三者に対する責任を問うなど、必ずしも従来どおりとはいえない様相も呈し始めている。本号以下に掲載する一連の総合判例研究と題した論稿は、主として1990年代以降の最近の判例の動向を追いながら、取締役の第三者に対する責任のあり方を改めて考究しようとするものである。いうまでもなく、これまでの多数の判例に関する判例研究や論文の形で重要な学説が形成されている。本研究は、これらの到達点を検証しつつ、これにわずかでも一歩を加えるとともに、今後の課題と展望を明らかにしようとするものである。

本研究の課題は、本学法科大学院の吉川義春教授が、裁判官および研究者として長年にわたって丹念に研究を積み重ねられている。同教授は、理論面から論文、判例研究等を通じてこの課題に取り組まれたのみならず、判例法理を形成することになった事件の裁判官としてそれに関与された経験をも有しておられる。同教授のこの豊富な研究成果を吸収し、さらに発展させることも、私ども後進の者の責務であろうと考えている。本年度末には、吉川教授は古希を迎えられ、本学を定年退職される。そのお祝いと記念を兼ねて、この共同研究を行うことをお認め頂けたことを記して、本研究の連載の趣旨説明とする。

なお、本研究には、財団法人全国銀行学術研究振興財団より研究助成を得ていることを付記する。

立命館大学商法研究会

責任者 竹 濱 修